

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和5年4月

(LIBOR 関連抜粋)

[主要行、地銀協・第二地銀協、日証協]

LIBOR からの移行対応について

- 金融庁は、日本銀行と合同で、2022年12月末基準での「第4回 LIBOR 利用状況調査」を実施し、2023年3月24日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、2023年6月末に公表停止が予定されているドル LIBOR を参照する契約については、6割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることが確認された。また、未対応の残存契約を有する金融機関においても、現時点において移行対応に関する大きな障害は確認されていない。シンセティック LIBOR を利用する契約は、「円」と「ポンド」ともに僅少なながら残存しているものの、「円」については実質的な移行対応は完了していることが確認されたほか、「ポンド」についても移行対応完了の目途が立っていることが確認された。
- 各金融機関においては、シンセティック LIBOR の通貨別の公表停止状況を踏まえた適切な対応を今後も計画的に実施いただくとともに、公表停止まで残り3ヵ月を切ったドル LIBOR については、公表停止期限である2023年6月末までの時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としては、本調査の結果も踏まえて、引き続き日本銀行と連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応を求めていく。